

京都市人権文化推進懇話会（専門意見聴取会） 概要

【日時】 令和2年6月11日（木）午後1時30分～午後2時45分

【場所】 京都市消費生活総合センター 研修室

※ Web 会議システム Zoom を利用したオンライン会議で実施

【議題】 京都市パートナーシップ宣誓制度（案）について

【出席された専門家】（五十音順）

仲 晃生※ 弁護士

村木 真紀※ NPO法人虹色ダイバーシティ 理事長

薬師寺公夫 京都市人権文化推進懇話会 座長

立命館大学大学院法務研究科 特別任用教授

山田 創平※ 京都精華大学 人文学部 教授

※ オンラインでの出席

【傍聴者】 2名

【会議内容】

パートナーシップ宣誓制度（案）について専門的な視点から検討するため、委員から意見聴取を行った。

<委員の主な意見>

1 受領証について

- 携帯できるカード型式のものを想定しているということだが、A4の紙の証明書があれば、様々な手続などの提出書類として活用でき、便利だと思う。
- 市長名で出していただくことが重要であるので、ぜひ検討してほしい。市長は選挙で選ばれた、民意が反映された代表であるから、その代表から証明してもらえることで、自己肯定感につながる。
- 受領証には、「この証明書は何を証明していて、こういう趣旨のものなので、こういうことを期待している」というような文言を記載してほしい。そういった文言があれば、受領証を見せたときに、市がどういったことを期待しているというのが、相手によく分かる。
- 緊急連絡先の記載欄を設けてほしい。

2 宣誓制度と市の施策との連携について

- 市が率先して、例えば市職員が宣誓を行った際にはこういう福利厚生が使えるんだというような事例を示すことで、市民レベル・民間レベルでの取組になるが、市内の事業者の「こういうことができるんだ」という事例集のようなものが作れるといいと思う。
- 事業者に求めるということであれば、市から率先してやるべきだと思うので、連携できる市の施策は、制度実施の9月1日から同時に連携できるようなスピード感で進めてほしい。

- 事業者等に向けて、この制度を始めることによってどのような影響があるのか、どのような対応を期待するのか、検討リストのようなものを考えた方がよい。検討に当たっては、可能な限り当事者に参加していただくことが大事である。例えば観光分野であれば、京都には当初ハラルフードがなかったが、観光客のニーズに合わせて様々な工夫の下で作られるようになった。結果として、観光客の方は喜ばれ、京都は人権のよく考えられた観光都市であるということになる。そのように、パートナーの方と一緒に観光された時に、どのようなニーズがあるのか、これは当事者の意見を聞いて考えていく必要がある。検討リストができれば、京都市のパートナーシップ制度の特色になると思う。

3 宣誓の手続について

- 京都には外国籍市民の方がたくさんおられると思うので、どのような書類が必要になるのか、あらかじめ明記しておいた方がよい。
- 制度案では、当事者が赴いて書類にサインをするという形になっているが、例えば重度の障害を持っておられ、市庁舎に赴けないということがあると思うので、そういった場合に対応できるような方法を考えてもらいたい。HIV 感染症の後遺症などで、外に出られないようなセクシュアル・マイノリティ当事者の方を何人も知っている。

4 宣誓の要件について

- 戸籍上異性同士であっても排除するものではないと理解しているが、であればどちらかが性的少数者であることを求めなくてもいいのではないかと思う。外見上は性的少数者に見えても、自分ではそう思っていない人もいる。他の自治体でもこのような条件にしているのは認識しているが、なくてもいいと思う。
- 窓口等の対応で混乱のないよう、いずれか一方が性的少数者（バイセクシャルやトランスジェンダーの場合など）の組み合わせを、手引きの中で例示しておくとうれしいと思う。
- 在住要件に関して、今後、転入予定の方まで広げて、この制度を活用できる方が増える方向で検討していくのがよいと思う。

5 制度の法的効果について

- 「法的な効果を有しない」ということだが、何の効果もないということではないと思う。要綱上にこのような文言を記載する必要はないと思う。他の自治体でも見たことがあるが、このような文言を当事者が見るとがっかりしてしまう。この制度が当事者を元気づけるものなのであれば、なおさら、表現は繊細にしたほうがよい。
- たとえば市営住宅に入れなかった人が入れるようになったり、病院で同意書にサインができなかった人がサインできるようになったりというのは、全く効果を有しないということではないと思う。制度自体が議会によって作られた立法ではないという意味であろうが、要は表現の問題であると思う。この制度は理念的なものだが、生活の場面では実効性を持つということがわかるような文言にした方がよい。「法的効果がない」

という言葉だけで、何の意味もないと思われてしまうのは、違うと思う。

- 法的な効果を有しないというのは、法律婚としての民法上の効果を有しないというニュアンスだと思うが、表現を工夫した方がいいと思う。

6 その他

- 制度を導入している近隣各都市との連携について、情報交換等を進めてもらいたい。
- パートナーシップ解消時の手続について、例えば紛争になっていて受領証を隠匿されており、返還できないということも想定されるので、そういった場合の対処法を考えておいた方がよい。
- 今回はパートナーシップという二人の関係に中心をおいて制度を構築されているのは、今の日本の社会状況から理解できるが、今後、例えばポリアモリーの方など、より性の多様性に寄り添った支援を考えてほしい。
- 新型コロナウイルスの影響で、例えば本人確認書類の更新ができず、期限切れになっているというケースがあるかもしれない。そういった場合でも柔軟に対応していただけるよう、新型コロナウイルスの影響下の対応についても、考えていく必要があるだろう。
- 宣誓カップルに任意でアンケートを取ることはよいことであるが、アンケートを取る以上は、どうフィードバックするのが重要になるので、そこを考えた設問にすべきである。
- 性的少数者でない事実婚を対象とするかなど、将来の課題になる部分が色々ある。この制度は、今後、市民のニーズに合わせた形で改善していく用意があるということを示せないか、検討してほしい。
- 裁判所などから京都市に照会があるようなことも想定されるが、パートナーシップ宣誓制度を利用していることについて、どういった場合に、どこに対して情報を公開・公表するのか、あるいは基本的に提供しない方向なのか、あらかじめ決めておいたほうが、混乱がなくて済むと思う。アウティングにつながる危険性がある。
- 市民の方に、パートナーシップ宣誓制度ができたことを広く知っていただきたい。京都市には動物園や国際マンガミュージアムなどの様々な施設があり、これまで性の多様性にあまり関心のなかった人に知っていただくいい機会になるよう、展示などを検討してほしい。
- 京都には、性的少数者に関して継続的に動いているNPO団体をあまり聞いたことがない。市民の活動団体があるのは大事なことだと思うので、市民団体の育成についてもサポートしてもらいたい。